

桐生市中小企業人材養成事業補助金

研修費用を助成します！



桐生市内の中小企業（個人事業主を含む）の経営者や従業員が、研修機関の研修（通信教育、講師招聘型を含む）を受講した場合、研修費用の一部を助成します。



認定研修機関制度を改訂！

令和6年度から、研修機関の認定制度を廃止し、研修の内容によって補助対象となるか審査いたします。

※詳細は、商工振興課工業労政担当（0277-46-1111 内線565）まで



■ 誰が助成を受けられるの？

- (1) 市内に事業所を有していること
- (2) 桐生市に法人市民税の申告をしている法人、または桐生市の住民基本台帳に登録があり、かつ事業収入の税申告をしている個人事業主

■ どんな研修が対象？

経営者や従業員が受けるもので、研修機関が実施する課題解決や事務能力の向上を図る研修等です。パソコン研修は対象になりません。また、申請年度内に終了する研修のみが対象です。オンライン研修も対象となります！

補助対象になる研修は次の2つです。

- ① 従業員等派遣研修…従業員等を派遣して行う研修又は通信教育
- ② 講師招聘研修…市内へ講師の派遣を受けて実施する研修等

■ 助成額は？

- ① 研修費用の1/2以内(100円未満切捨て)
- ② 従業員等派遣研修のみについては、1事業所につき年間5万円を限度
- ③ 講師招聘研修のみについては、1事業所につき年間10万円を限度
- ④ 従業員等派遣と講師招聘の両研修を実施した場合、1事業所につき10万円を限度。ただし、従業員等派遣研修に係る限度額は5万円。

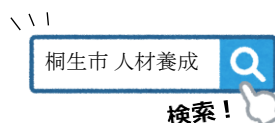
※消費税・交通費・宿泊費・食事代等は対象となりません。



どんな補助金？ Q&A

申請の方法

桐生市ホームページをご覧ください。右記までお問合せください。申請書は、**研修開始10日前まで**に提出してください。



問合せ・申込先

商工振興課 工業労政担当
電話：0277-46-1111
(内線565)